

法第 15 条の 17 (指定区域の指定等)

第 1 項 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして 政令で定めるもの ① の区域を指定区域として指定するものとする。

① **令第 13 条の 2** (指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地)

法第 15 条の 17 第 1 項の政令で定める土地は、次のとおりとする。

- 一 法第九条第五項(法第九条の三第十一項において読み替えて準用する場合を含む。)の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第三項(同法第九条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条の二第三項において読み替えて準用する同法第九条第三項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地
- 三 一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立地であって、次のいずれかに該当するもの(前二号に掲げるものを除く。)
 - イ 継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であって 環境省令で定める ② もの
 - ロ 環境省令で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの

② **規則第 12 条の 31** (令第 13 条の 2 の環境省令で定める埋立地)

令第 13 条の 2 第三号 イの規定による環境省令で定める埋立地は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第八条第一項の規定による届出があつた一般廃棄物の最終処分場であって廃止されたもの又は旧法第十五条第一項の規定による届出があつた産業廃棄物の最終処分場であって廃止されたものに係る埋立地
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村若しくは法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者(埋立処分を業として行う者に限る。)により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所(自らその事業活動に伴って生じた一般廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。)であって廃止されたもの又は市町村、法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者(埋立処分を業として行う者に限る。)により産業廃棄物の埋立処分の用に供された場所(自らその事業活動に伴って生じた産業廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。)であって廃止されたものに係る埋立地(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所にあつては、令第五条第二項又は第七条第十四号ハに基づく環境大臣の指定を受けたものに限る。)

規則第 12 条の 32 (省略)

第 2 項 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定める ③ ところにより、その旨を公示しなければならない。

③ **規則第 12 条の 33** (指定区域の指定の公示)

法第 15 条の 17 第 2 項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定区域の指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該指定をする旨並びに当該指定区域及び令第 13 条の二の規定による埋立地の区分(同条第三号イに掲げる埋立地にあつては第十二条の三十一の規定による埋立地の区分(以下「埋立地の区分」という。))を明示して、都道府県又は令第二十七条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該指定区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- 一 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

第3～5項 （省略）

法第15条の18（指定区域台帳）

第1項 都道府県知事は、指定区域の台帳（以下この条において「指定区域台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

第2項 指定区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める^④。

④ 規則第12条の34（指定区域台帳）

第1項 法第15条の18第1項の指定区域台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

第2項 前項の帳簿及び図面は、指定区域ごとに調製するものとする。

第3項 第1項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十四号^⑤のとおりとする。

- 一 指定区域に指定された年月日
- 二 指定区域の所在地
- 三 指定区域の概況
- 四 埋立地の区分
- 五 土地の形質の変更の実施状況
- 六 地下にある廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該廃棄物の数量

第4項 第1項の図面は、次のとおりとする。

- 一 土地の形質の変更の実施場所及び施行方法を明示した図面
- 二 指定区域の周辺の地図
- 三 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

第5～6項 （省略）

⑤ 様式第三十四号

様式第三十四号（第十二条の三十四関係）						
指 定 区 域 台 帳						横浜市
整理番号		指定年月日、指定番号		所在地		
調製・訂正年月日						
指定区域の概況					面積	
指定区域内の埋立地の内容	埋立地の区分					
	埋立開始年月日		埋立終了年月日		廃止年月日	
	廃止時の状況					
	埋め立てられている石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量					
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地形質変更行為の内容	実施者	廃棄物搬出	廃棄物の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 「廃止時の状況」については、保有水及び周縁地下水等の水質測定結果・ガス・地温の測定結果等を記載した書類を添付すること。

第3項 都道府県知事は、指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

法第 15 条の 19 (土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第 1 項 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定める ⑥ ところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他 環境省令で定める事項 ⑦ を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 (省略)
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの ⑧
- 三 (省略)
- 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

⑥ **規則第 12 条の 35** (土地の形質の変更の届出)

第 1 項 法第 15 条の 19 第 1 項の規定による届出は、様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

第 2 項 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更の施行に当たり周辺的生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
- 二 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
- 三 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面
- 四 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面
- 五 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
- 六 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 七 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- 八 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

⑦ **規則第 12 条の 36**

法第 15 条の 19 第 1 項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の内容
- 四 地下にある廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)
- 五 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先
- 六 土地の形質の変更の完了予定日

⑧ **規則第 12 条の 37** (環境省令で定める行為)

法第 15 条の 19 第 1 項第 2 号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 埋立地の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う当該設備の修復又は点検
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイ及びロに掲げる要件を満たすもの
 - イ 盛土、掘削又は工作物の設置に伴って生ずる荷重により埋立地に設置された設備の機能に支障を生ずるものでないこと。
 - ロ 掘削又は工作物の設置により令第 3 条第 3 号ホ(令第 6 条第 1 項第 3 号及び第 6 条の 5 第 1 項第 3 号において例による場合を含む。第 12 条の 40 第 4 号において同じ。)の規定による土砂の覆いの機能を損なわないものであること。

第 2～3 項 (省略)

第 4 項 都道府県知事は、第 1 項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が 環境省令で定める基準 ⑨ に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

⑨ **規則第 12 条の 40**（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

法第 15 条の 19 第 4 項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

- 一 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。
- 二 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。
- 三 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。
- 四 令第 3 条第 3 号ホの規定による土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。
- 五 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。
- 六 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴って生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであること。
- 七 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。
- 八 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にあることが法第 15 条の 18 第 1 項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物の飛散による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。
- 九 水銀処理物又は廃水銀等処理物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物に含まれる水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。

最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン

廃棄物が地下にある土地の形質の変更に係る届出制度の運用にあたり、環境省通知により示された施行ガイドラインです。詳細は環境省のホームページでご確認ください。

ホームページの URL) http://www.env.go.jp/recycle/misc/guide_wds/full.pdf